

令和2年5月26日

中央区内認可保育園等に児童が在園する保護者の
勤務先事業者の皆さま

中央区福祉保健部
子育て支援課長 溝口 薫
保育課長 石戸秀明

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための登園自粛要請について

日頃より、中央区の保育行政にご理解ご協力をいただき、ありがとうございます。

4月7日に発令された国の緊急事態宣言を受け、中央区では、区内における新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、区内認可保育園等を令和2年5月31日まで臨時休園期間としているところです。

このたび緊急事態宣言が解除されましたが、引き続き感染拡大には警戒を要する状況であることから、6月1日(月)から当面の間(少なくとも6月末まで)は「登園自粛要請期間」とし、保護者の皆様に対し、可能な限り登園の自粛を要請することといたしました。

今回の登園自粛要請につきましては、「できる限り集団保育するお子さまの人数を少なくし、感染拡大を防ぐ」という趣旨においては、従前の臨時休園期間と変わるものではありません。

事業者の皆さまにおかれましては、引き続き認可保育園等に在籍する児童の保護者の勤務について、特段のご配慮をいただきますよう、よろしく願いいたします。